岬町行財政改革懇談会

第2回資料

(平成28年10月24日)

財政改革部 行革推進課

案 件

0	事務事業の見直しについて・・・・・・・・・・P. 1
0	改革取組前・今後の財政収支見込(普通会計)について・・P.16
0	岬町行財政集中改革計画(第3次集中改革プラン)(素案)

事務事業の見直し

	事業シート(概要説明書)									
	事業番号	1 🗸	町単独事業		府補助事業		庫補助事業		受託事業	
	事業名	外灯管理維	持管理事業						4	
	事業開始年度			_		担	当部課名	土木	下水道課	
根	拠法令・条例 等			:	3 2 3					
	実施方法	図 直営		外部委託	(委託先	:)	
	<i>∞,1,0,7,1/∆</i>	□ その	他 (- 97)	
	(1) 目的 (何のため に)	防犯及び安全	全な通行の確保を	図るため	既設外灯の約	推持管理を	実施する。			
	(2)対象 (誰・何を対 象に)	道路利用者等	等					_ 144 .		
事業概要	(3) 事業内容 (手段、手法 など)	は、岬町防衛 【外灯設置製 〇蛍光灯 20 〇水銀灯 10 〇既存LEI 【年間維持網 〇電気代 ト	DW 2,631 DOW 3579 D外灯 5489	基づき設置 灯(H28 灯 灯 灯 ケ ケ ケ ケ ケ ケ ケ ケ ケ ケ ケ ケ ケ ケ ケ ケ	り、防犯及でしている。 3.3.31現在) 14,745- 4,512-	千円	<u></u>	。なお、設 <u>536灯</u> 19,257千		
	(4) 事業の必 要性	夜間の犯罪を	を防止し、住民の	通行の安	全を図るため	に必要であ	がる 。			
(5) U	事業を廃止たときの影響	夜間の通行の	の安全に支障が生	こ じる。		÷				
(事業の自己評価 今後の事業の ら向性、課題 等)	行い省エネルしかし、現	1ては、現在取替 レギー化し、電気 見在、使用中の蛍 函のつつ、維持	代の節減光灯や水	に努めている 銀灯を全てL	ら。 .ED化する	ることにより			
(7)	今後の事業 の方向性	不要	民間		広域	民間委	託	要改善	継続	

事業番号

				事業シ	ノート	(概要説明	(書)					
			H	25年度実績		H	26年度実績		H2	7年度実績		
	事	業費		18,103	千円		19,937	干円		19,736	干円	
	光熱水脈	(電気代)		13,940	千円		15,308	千円		14.989	干円	
主	修	繕 料		4,163	千円			千円		14,989 千F 4,747 千F 4,747 千F 千F 千F 724 千F 724 千F 724 千F 1,418 千F 1,418 千F 427年度実績 21,154 千F 千F 千F 千F 千F 千F 千F 4 3,536 3としていることが事件の発生件数を 続 H27年度実統 0 ()		
あめ					千円			千円				
訳					千円			千円				
					千円			千円				
	正 規 職 員	人件費	0.1 人	741		0.1 人	710		0.1 人	724		
件費等	報 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	賃金等	0.6 人	667	千円	0.6 人	678	千円	0.6 人	694	干 P	
	人件	等 合計		1,408	千円		1,388	干円		1,418	干F	
	事業費+	人件費等		19,511	千円		21,325	干円		21.154	ŦP	
						年度実績		F度実績				
			般 財	源		511 T		1 - 1 - 1 - 1 -	千円		-	
				""		ŦI			千円	21,101		
(9)	財源内訳					千1			千円			
						千			千円			
						ŦI			千円			
		活	動	指標	名	単位	H25年度実績	and the same of the same of	6年度実績	H27年月		
		外灯管理	数			灯数	3,508	3	3,524		,536	
(10)	活動指標					1 1						
				āt			3,508	3	3,524	J	,530	
	成果の記 記理由	ら、成果技		は、岬町内に								
		成		指標	名	単位	H25年度実績	_	6年度実績			
	成果実績 ひったくり 路上強盗事に対する 路上強盗事					件数	(-			
	大大況)	わいせつ	事件発生)事件発生		件数 件数			1				
	5財政改革 方向性	より、外り スに充てる また、他の い、これら を図る。	灯の消費電だることにより の施設におけるについて:	カを削減するり、従来器具 ける外灯等で もLED照明	ことに、を全て「電気契約への交換」	より電力料 LED照明 約において 換を検討し	灯を同等の明る金を削減し、一に交換するこの公衆街路灯契約、交換可能なり	その効果 とに加え 約を行っ 外灯等に	製額を器具 え、維持経っている器 こついては、	の購入に係る 費の削減を関 具の洗い出し 、同時にし	るリー 図る。 レを行 ED化	
		# い、これを を図る。 加えて、 促進協会な	らについて: 消費電力の が公募する	も LED照明 の削減は、C 「地域におけ	への交持 O ² 排出 るLEI	換を検討し 場の抑制に D照明導入	、交換可能な	外灯等に からー 応募し、	こついては、 般財団法人 採用され	、同時にLE 、 環境技術 た際に交付る	二 全 三 大	

【外灯のLED化に伴う効果額試算について】

既存の水銀灯・蛍光灯の外灯を全てLED化した場合の、今後10年間における経費比較を行います。

(条件)

- ※1 電気代については、消費電力別の現行の電気料金を用いて算出
- ※2 消費税については、8%で算出
- ※3 リースについては、リース期間を10年とし、リース率を0.967%とした。

(1) 器具交換に伴う電気代比較

① 現行器具

O PULL HIST					
	100W水銀灯	20W蛍光灯			
月額単価(円)	1,022	277			
灯数	357	2,631			
月額電気代(円)	364,854	728,787			
10力年電気代(円)	43,782,480	87,454,440			
水銀灯·蛍光灯 合計(円)	131.2	131,236,920			

② LED器具

<u> </u>			_
	40VA LED	10VA LED	
月額単価(円)	545	144	
灯数	357	2,631	
月額電気代(円)	194,565	378,864	
10力年電気代(円)	23,347,800	45,463,680	
40VA·10VA 合計(円)	68,81	1,480	в

◎ LED化に伴う10年間の電気代効果額(A-B) 131,236,920円(A) - 68,811,480円(B) = 62,425,440

∣щ…с

(2) 修繕料と交換費用との比較

① 現行器具に係る修繕料

	H25	H26	H27
修繕料(円)	4.162.770	4.628.122	4.746.603

修繕料の3カ年平均= 4.512.498

10年間の修繕料見込み

4,512,498円×10年= 45,124,980 円…D

② LED交換等に伴う費用

ア. LED器具への交換費用

7. CCD研究、00文	10VA LED防犯灯	40VA LED防犯灯	合 計
灯 数	2,631	357	2,988
単 価(円)	16,000	35,000	
計(円)	42,096,000	12,495,000	54,591,000

Щ

購入価格 54,591,000円 × 1.08 =

58,958,280

円····E

イ. 既存LED器具を含む10年間の保守委託料

保守委託料 13.647.800円 × 1.08 = 14.739.624 円…F

○ LED交換に係る10年間の経費(E+F) = 73,697,904
円…G

ウ. 10年のリースとした場合の10年間のリース額

73,697,904 円(G)×0.00967(リース率)×12カ月×10年 85,519,048 円--H

◎ LED化に伴う10年間の修繕・交換に係る効果額(D-H)

45,124,980円(D) −85,519,048円(H) = ▲ 40,394,068 円--I

(3) 効果額試算

① 水銀灯・蛍光灯器具をLED化した場合(10年間)

(単位:千円)

		\
	現行	LED交換時×10年
電 気 代	131,237 A	68,812 B
維持補修費	45,125 D	
LED化設備構築費 (10年間保守を含む)		85,519 H
合 計	176,362	154,331
	効果額(C+I)	22,031

年間効果額	2,203	千円

② LED化に加え、「一般社団法人環境技術普及促進協会」の「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」を利用した場合

※ 公募要領では、「LED導入計画」を策定し、ファイナンスリース方式により9年間以上のリース期間を設定することとなっている。補助率については、LED化に伴う設備構築費の3分の1(上限2,000万円)とされている。

補助金額

58,958,280 円(購入価格(E))÷3= 19,652,760 円…J

(単位:千円)

	3力年平均×	10年	LED交換時×	10年
電 気 代	131,237	Α	68,812	В
維持補修費	45,125	D		
LED化設備構築費 (10年間保守を含む)			85,519	Η
合 計	176,362		154,331	
	効果額(C+	-I)	22,031	
	補助金	•	19,652	٦
	合計効果額	湏	41,683	

年間効果額	4,168	千円
-------	-------	----

土木下水道課管理防犯灯数(H26.3.31)

		24 M. Jer		1.55		/# /
	4 155	蛍光灯	水銀灯	LED	計	備考
	1区	56	8		64	
	2区	36	4	_	40	
	3区	20	2	2	24	
	4区	33	5		38	
	5区	26	4		30	
	6区	88	59		147	
	7区	36	3	1	40	
	8区	74	6	1	81	
	9区	96	14	6	116	
	10区	118	11	6	135	
».i. ± ∧	11区	70	9	5	84	
淡輪	12区	45	13	_ ŭ	58	
	13区	70	10	26	26	
	14区	98	16	5	119	
	15区	69	10	10	89	
					111	
	16区	109	10	1		
	17区	79	13	5	97	
	18区	56	15		71	
	19区	9	16		25	
	20区	19		2	21	
	望海坂1	119	5		124	
	望海坂2	87	20	8	115	
	若宮	43	2		45	
	北田	53	3		56	
	中出	31	3	1	35	
	南出	37	1	2	40	
	千歳	16	1	_	17	
	陸出	56	3		59	
	向出北	88	2		90	
	向出南	27	2	- 1	29	
	兵庫	54	2	1	57	
\m	門前	27	1		28	
深日	緑1	58		1	59	
	緑2	34			34	
	緑3	19	2		21	
	緑4	35	4		39	
	緑5	27	2		29	
	緑6	10			10	
	緑7	2	13		15	
	緑8	15	5		20	
	禄 9	11	1		12	
	白雲台北	4	13		17	
	岬公園	4	13		17	
			- 1	E 4		
± 7	上孝子		1	54	55	
孝子	中孝子		5	53	58	
	下孝子		1	33	34	
	朝日	100	11		111	
	小田平	98	8		106	
	東	70	6	1	77	
	港	114	9	8	131	
	平野	44	1	2	47	
	平野北	34		6	40	
	中	51	11	2	64	
<i>a</i> +	西	61	1	23	85	
多奈川	楠木	32	1		33	
	中ノ峠	5	8		13	
	犬飼			17	17	
	石橋			14	14	
	横手	1	I 	23	24	
		ı	n			
	池谷 佐瀬田		2	45	47	
	佐瀬川	E 1	4	11	11	
	小島	51	1		52	
	東畑線	17	1	4	22	
	西畑線	11			11	
	番川線			49	49	
	美化センター連絡線	14			14	
	赤江線	9			9	
	淡輪受水場墓地線	6			6	
	多目的公園			5	5	
	岬公園	3	3		6	
合 計		2,711	364	433	3,508	

土木下水道課管理防犯灯数(H27.3.31)

		蛍光灯	水銀灯	LED	計	備考
	1区	54	7	3	64	
	2区	34	4	2	40	
	3区	20	2	2	24	
	4区	33	5		38	
	5区	26	4		30	
	6区	86	59	2	147	
	7区	35	3	2	40	
	8区	74	6	1	81	
	9区	97	14	7	118	
	10区	116	11	9	136	
淡輪	11区	70	9	6	85	
沙人半冊	12区	45	13		58	
	13区			26	26	
	14区	95	16	8	119	
	15区	67	10	12	89	
		107	10	6	114	
	16区					
	17区	79	13	7	99	
	18区	55	14	2	71	
I	19区	9	16		25	
I	20区	19		3	22	
I	望海坂1	119	5		124	
	望海坂2	87	20	8	115	
	若宮	43	2		45	
I	北出	53	3		56	
	中出	30	3	2	35	
	南出	36	1	3	40	
	千歳	16	1		17	
	陸出	55	3	1	59	
	向出北	87	2	3	92	
	向出南	27	2		29	
	兵庫	54	2	1	57	
	門前	26	1	2	29	
25E 🗀			ı		59	
深日	緑1	58		1		
	緑2	34			34	
	緑3	19	2		21	
	緑4	35	4		39	
	緑5	27	2		29	
	緑6	10			10	
	緑7	2	13		15	
	緑8	15	5		20	
		11	1			
	緑9		10		12	
	白雲台北	4	13		17	
	岬公園					
	上孝子		1	54	55	
孝子	中孝子		5	53	58	
L	下孝子			34	34	
	朝日	99	11	1	111	
I	<u> </u>	97	8	1	106	
I	東	69	6	3	78	
	港	108	9	15	132	
I	平野	44	1		47	
I			<u>'</u>	2		
	平野北	33	4.4	7	40	
I	中	50	11	3	64	
多奈川	西	58	1	27	86	
ンボバ	楠木	32	1		33	
I	中ノ峠	5	8		13	
I	犬飼			17	17	
	石橋			14	14	
I	横手	1		23	24	
	池谷	'	2	45	47	
				11	11	
I	佐瀬川 小島	E 1	1	11	52	
	小局	51	1			
Ī	東畑線	17	1	4	22	
I	西畑線	11			11	
	番川線			49	49	
I	美化センター連絡線	14			14	
I	赤江線	9			9	
	ジトノエ 川水 淡輪受水場墓地線	6			6	
	多目的公園			5	5	
I	<u>多日的公園</u> 岬公園	3	3	J	6	
<u> </u>	ᄣᄱᄺ			407		
合 計		2,676	361	487	3,524	

土木下水道課管理防犯灯数(H28.3.31)

	エルト		管理防犯			
		蛍光灯	水銀灯	LED	計	備考
	1区	53	7	5	65	
	2区	34	4	2	40	
	3区	20	2	3	25	
	4区	32	5	1	38	
				ı		
	5区	26	4		30	
	6区	82	57	8	147	
	7区	34	3	4	41	
	8区	72	6	3	81	
	9区	95	14	9	118	
	10区	112	10	15	137	
淡輪	11区	69	9	7	85	
15 (1111)	12区	44	13	1	58	
	13区			27	27	
	14区	93	16	10	119	
	15区	67	10	12	89	
	16区	107	1	7	115	
	1717					
	17区	78	13	8	99	
	18区	54	14	3	71	
	19区	9	16		25	
	20区	19		3	22	
	望海坂1	119	5	_	124	
	望海坂2	87	20	8	115	
	若宮	42	2	1	45	
	北田	53	3		56	
	中出	30	3	2	35	
	南田	36	1	3	40	
	千歳	14	1	2	17	
	陸出	54	3	3	59	
	向出北	87	2	3	92	
	向出南	27	2		29	
	兵庫	53	2	2	57	
	門前	25	1	3	29	
深日		58	'	1	59	
沐口	緑1			<u>'</u>		
	緑2	34			34	
	緑3	19	2		21	
	緑4	35	4		39	
	緑5	27	2		29	
	禄 6	1		2	3	
			10			
	緑7	2	13		15	
	緑8	15	5		20	
	緑9	11	1		12	
	白雲台北	4	13		17	
	岬公園	-	1 -			
	上孝子		1	56	57	
セラ						
孝子	中孝子		5	55	60	
	下孝子			36	36	
	朝日	99	11	1	111	
	小田平	97	8	1	106	
	東	68	6	4	78	
	<u>未</u> 港	105	9	18	132	
	7000					
	平野	44	1	2	47	
	平野北	33		7	40	
	中	49	10	5	64	
4 *	西	57	1	31	89	
多奈川	楠木	31	1	1	33	
	中ノ峠	5	8	· ·	13	
		J	U	17		
	犬飼			17	17	
	石橋			14	14	
	横手	1		23	24	<u></u>
	池谷		2	45	47	
	佐瀬川		_	11	11	
	小島	49	1	3	53	
			-			
	東畑線	17	1	4	22	
	西畑線	11			11	
	番川線			49	49	
	美化センター連絡線	14			14	
	赤江線	9			9	
				2	9	
	淡輪受水場墓地線	6		3		
	多目的公園	_	_	5	5	
<u> </u>	岬公園	3	3		6	
合 計		2,631	357	548	3,536	

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

(地域における LED 照明導入促進事業) 公募要領 (抜粋)

平成28年4月 一般社団法人環境技術普及促進協会

一般社団法人環境技術普及促進協会(以下「協会」という。)では、環境省から平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域におけるLED照明導入促進事業)の交付を受け、地方公共団体や商店街の街路灯等に二酸化炭素削減効果の高いLED照明を導入する事業に対する補助金(二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域におけるLED照明導入促進事業)を交付する事業を実施しています。

本補助金の目的、対象事業、応募方法、留意事項等を本公募要領に記載しておりますので、応募申請される方は、本公募要領をご熟読くださいますようお願いいたします。

なお、補助事業として採択された場合には、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域における LED 照明導入促進事業)交付規程(平成28年4月1日環技業(二)第3号)(以下「交付規程」という。)に従って補助事業の手続等を行ってください。

が LED 照明導入計画に基づき、LED 照明の導入事業を、ファイナンスリース方式を用いて民間事業者が請け負って行う事業であり、リース契約の期間は9年間以上とすること及びリース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類の提示を要件とします。

(ウ) 応募申請者

補助金の応募を申請できる者は、次に掲げる者とします。

- a LED 照明導入調查事業 小規模地方公共団体
- b LED 照明導入補助事業

小規模地方公共団体または小規模地方公共団体の地域内に所在する商店街 (商店街振興組合法又は中小企業等協同組合法に基づき設立された組織)

ただし、採択後に交付規程第5条に基づく補助金の交付を申請できる者は、 次の(a)から(d)までのいずれかに該当する者(ただし、定款又は寄附行 為においてLED 照明に係るリースを行うことが可能な者に限る。)とする。

- (a) 民間企業
- (b) 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- (c) 法律により直接設立された法人(認可等を受けている者等を含む。*)
- (d) その他環境大臣の承認を得て協会が適当と認める者
- ※ 認可等を受けている者等が補助金の採択を受けた場合、原則として、当該者が補助金の交付申請を行うこととします。ただし、補助金の交付申請の前に、法人の設立登記を行い、かつ、認可等を受けている者等が、その設立登記簿謄本を協会に提出した場合には、当該法人が補助金の交付申請を行うことができることとします。

補助金の交付申請を行う者が認可等を受けている者等である場合には、 設立の認可等を受け、又は設立の認可等が適当であるとされた法人は、当 該法人の設立後であって、かつ、認可等を受けている者等の補助事業の完 了後でなければ、補助事業により導入した設備の所有を行うことはできま せん。認可等を受けている者等は、当該法人が設備を所有したときは、す みやかに協会宛てその所有を証する文書、当該法人の設立登記簿謄本、定 款、事業計画及び収支予算を提出しなければなりません。

(エ)補助金の交付額

原則として補助対象経費(LED照明導入補助事業の補助対象経費の詳細は「4.

- (3) 補助対象経費」参照) の次の割合を補助します。
- a LED 照明導入調查事業
 - (a) 人口が15万人以上25万人未満の小規模地方公共団体を対象とする場合4分の3(ただし、上限は600万円。)
 - (b) 人口が 15 万人未満の小規模地方公共団体を対象とする場合 1分の1 (ただし、上限は800万円。)
- b LED 照明導入補助事業

- (a) 人口が15万人以上25万人未満の小規模地方公共団体を対象とする場合 5分の1(ただし、上限は1,200万円。)
- (b) 人口が5万人以上15万人未満の小規模地方公共団体を対象とする場合 4分の1 (ただし、上限は1,500万円。)
- (c)人口が5万人未満の小規模地方公共団体又は人口が5万人以上15万人 未満であり、かつ、財政力指数が0.3未満の小規模地方公共団体を対象と する場合3分の1(ただし、上限は2,000万円。)
- (d) 小規模地方公共団体の地域内に所在する商店街を対象とする場合 3分の1 (ただし、上限は500万円。)

(才)補助事業期間

補助事業の実施期間は、原則として単年度とします。

ただし、単年度での実施が困難な LED 照明導入補助事業については、応募時に 年度毎の事業経費を明確に区分した実施計画書が提出されることを前提として、 補助事業の実施期間を2年以内とすることができます。この場合、補助金の交付 申請等は、年度ごとに行っていただく必要があります。

3. 補助対象事業の選定

- (1) 一般公募を行い、選定します。
- (2) 応募者より提出された実施計画書等をもとに、協会が設置する委員会において、公益性、資金回収・利益の困難性、費用対効果、他地域におけるモデル性、二酸化炭素 削減効果等に基づき厳正に審査を行い、補助事業を選定し、補助金の交付を内示します。
 - なお、2. (1) 対象事業の基本的要件に適合しない提案については審査を行わない ものとします。
 - また、2. (1) 対象事業の基本的要件及び2. (2) 対象事業における「対象事業の要件」に適合する提案であっても、応募内容によっては、補助額の減額又は不採択とする場合もありますのでご了承ください。審査結果に対するご意見・お問い合わせは対応致しかねます。

				.	事業シート(概要	说明書)			
	事業番号	2	☑ 町単独	事業	□ 府補助事業		国庫補助事	₩ T	□ 受託事業
	事業名	共同調理	里場管理費ほど),			v A		
	見設開始年度	〇岬中等	7学校給食セン 学校調理場 呆育所調理場 1調理場	平成9年	年度開設		担当部課名		過会事務局学校教育課 対割造部子育で支援課
根	拠法令・条例等	学校給的	食法、岬町学 核	於給食条例	、児童福祉法				
	実施方法	V	直営	□ 外	部委託(委託先:)	□ その	他 ()
	(1) 目的 (何のため に)	と体位の 【保育形	立幼稚園、小学 D向上及び食育 所給食】	の推進を					により、健康保持増進
	(2) 対象 (誰・何を対 象に)	岬中等	Z学校給食セン 学校調理場:岬 所給食】	町立岬中的	町立幼稚園及び小学 学校の生徒及び教職 児及び職員並びに子	員			
事業、概要	など)	【〇 〇・・・・〇 〇 【〇・・〇・・・・○・・・・・○・機 【〇〇学献 給岬 岬 配 洗 保淡給 実縁献給 実深給調 実配 洗緑等 参淡緑校立 食町調実中調実送 浄 育輪食調施ケ立食調最施日食理 施送 浄ケの 考輪ヶ校 訂工班が学班が・ 何 所係調理日日作課理大日保課食 日・ 作日清 】保日	高原 理学会日の 業 給育理食数調成理食お数育理数 数回 業調掃 平育調食 理学食日校食日の 業 給育理食数調成理食お数育理数 数回 業調掃 平育調食成 理学食日校食日の 業 6所・数:理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	教のでは、1000年の1970年の	(原本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日	せ名 孫は 流ば を名等 野 童作では 2、 呆又 災争 1、2、	と は の は の に に に に に に に に に に に に に に に に	時に提配調の分の分の分の分のでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	食数:約1,500食) 食数:1,000食) (収する。) 補助で付き添う。) 行う。 (次) (次) (次) (次) (次) (水) (水) (水) (水) (水) (水) (水) (水
	要性	児童・生 である。 【保育所 保育所	食は、教育の 徒等の健康保 給食】	持増進とは	本位の向上及び食育	の推進を図	るため、低コス	ストで安	努めなければならず、 心な給食の提供が必要 育成を図るため、安心

	-	業番号	2			•							
					#	業シート(概要説明	書)			100	
		業を廃止さの影響	学校給食にては、保育	こついては、質単価に含まれ	学校給食法	もの規定により ことから事業の	O、学校約 D廃止はE	給食	の実施に努めな	まければな	らず、保	育所給食に	:DN
	55 (カカ	業の自己 今後の事 向性、課	る。平成2 たものの答 りません。 しかし、 設がなくな	6年6月に、 新申書には、(本年4月より まっていること	「岬町給 呆育所にす り深日保育 とから、再	食調理施設の おける自園方式 所が深日小学 原度、今後の別	あり方検 式の検討な 学校と併記 見童生徒数	討会と会会	施設の処理能が 長員会」におい 裕設備の活用に れたことから、 を勘案しつつ、 統合について根	て、これら こついて併 すでに自! 平成26年	施設の紙記され紙	統合の検討で 合には至っ を行ってい をした「岬!	を行っ てお る施
(7)	130	後の事業 方向性	不要	1	民間	広	域		民間委託	要改		継続	
		200		H2	5年度実	繢	Н	26	年度実績		H27	年度実績	
		事業費	合計		23,82	24 干円			26,232 T	円		25,573	干円
	主な	修糸	善料		3,25	59 千円			5,020 Ŧ	円		4,213	千円
(8)	内訳		1. 代		6,85				7,162 Ŧ			6,892	千円
J	ない	THE RESOURCE WHERE	4 費 首 代		5,56				5,615 T			6,053	千円
	費は総		E 料		3,81		-		4,577 ∓ 3,858 ∓		-	4,492 3,923	千円
ス	٧. ٥			理場の電気代・			く道代につい	いてに	は、施設における調		離が不可		
Ł	人	正規職員	人件費	10 人	63,0		10 人	\$7.0	65,184 T	CONTRACTOR SECUR	Contract State Contract	68,211	千円
	件費	順託職員・ 臨時職員等	賃金等	25 人	26,6	84 千円	22 人		25,881 T	円 22	人	26,896	千円
	等	人件費等	手 合計		89,71	0 千円			91,065 T	円		95,107	干円
		事業費+人	件費等	774	113,53	84 千円		1	17,297 T	円	1	20,680	干円
						H25年	度実績		H26年度	実績	Н	27年度実統	賣
(0)		NE-M-EO		般財源	Į.	113,5	34 Ŧ	円	117,29	7 千円	1	20,680	千円
(9)	拟	源内訳					干	円		千円		5 /	千円
							千	円		千円			千円
			活	動	旨 標	名	単位	Н	25年度実績	H26年月	医実績	H27年度	実績
			a 学校給食	センター給食	の年間の一	- 日最大提供数	文食		1,029		,020		935
(10)	汪	動指標	b 岬中学校	で調理場給食(C	の年間の一	-日最大提供数	食		548		512		504
μω	<i>,</i> ∟	=0101m		所給食の年間			食		58		53		50
			d 緑ヶ丘調	間理場給食の領	年間の一E	日最大提供数	食		206		204		183
				計(全体1日	最大提供	数)			1,841		1,789	1	,672
(11) 理E		果の設定	給食の扱 標とする。	星供に当たっ	て、現在の)施設や稼動物	犬沢を十分	分活	用しているかだ	が必要であ	るため、	提供給食数	を指
			向	、果 技	旨 標	名	単位	Н	25年度実績	H26年	支実績	H27年度	実績
			学校給食セン	ノター最大稼働	率(給食提	供数a/1,500)	%		68.6%		68.0%	6	2.3%
		果実績に対する	岬中学校調理	場給食最大稼働)率(給食提	供数b/1,000)	%		54.8%		51.2%	5	0.4%
	支状		深日保育所	調理場最大稼働	動率 (給食	是供数c/150)	%		38.7%		35.3%	3	33.3%
			緑ヶ丘調理	場最大稼働率	《給食提	供数d/250)	%		82.4%	Para ta di Sala Maria da Sala	31.6%	de transportation for the last	73.2%
			計 (i	全体提供可能	食数 2,	900食)			63.5%		61.7%	5	57.7%
	行 5向	財政改革 性	余裕が生じ の基本方針 ついて検討 とから、網	ジることが見 †」に基づき、 すする。また、 推持補修や衛	込まれる。 . 設備等の . これらの 生面等の観	このことから O共有が可能な D施設について 見点からも検討	う平成26 な施設とし ては、機 対を加える	年度して対のる。	、岬中学校調理 度に策定した「 、今後の児童等 老朽化に伴う終 ることが重要を	岬町公共旅 上徒数等を 推持補修費	弱設適正で 見据えて	化基本方針 の施設の総	の今後

1 0

122 13 93 13 982 527 227 2月 215 130 93 527 Щ 122 93 14 953 197 527 町 N 528 198 123 13 955 町 給食提供数(各月の1日の最大食数) ※事業シート「⑴活動指標」関連 136 526 207 983 13 101 10月 986 13 92 88 527 9月 0 町 œ 199 129 527 93 961 太枠は項目ごとの最大値 町 136 128 1,029 531 221 5 6月 124 525 196 13 942 5月 × 70 13 928 522 196 127 4月 学校給食センター ①平成25年度 給食センター 多奈川小学校 合計 淡輪幼稚園 淡輪小学校 深日小学校

5,793

526

(単位:食)

合評

3月

2,251

197

1,033

93

13

1,427

122

10,648

STANK CITY	7.00											,	1
	4月	5月	6月	7月	8 E	9月	10月	11月	12月	1	2月	の国	如
岬中学校	480	479	543	479	0	479	479	493	479	479	479	479	5,348
岬中学校調理場	5	5	5	5	0	5	5	5	5	5	5	5	55
和	485	484	548	484	0	484	484	498	484	484	484	484	5,403
c 深日保育所調理場	潭西		2									3	単位:食)
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	二二	2月	3月	和
深日保育所	8.51	51	53	8 54	54	55	55	57	8.57	52	- 58	58	658
合中	51	51	53	54	54	55	22	22	57	22	28	28	658
d 繰ケ圧調理場	-7 50	102	62.12	2 3	0 0		77			0		D	単位:食)
1 2 2 2 4 4 1 1	4月。	5月。	6月	7.8	8月	9月	10月	11月	12月	1,1	2月	3月	中丰
淡輪保育所	129	130	133	133	129	139	142	146	147	148	149	150	1,675
多奈川保育所	32	32	32	33	31	31	31	31	S 2 32	32	31	31	379
子育支0:こぐま	20	20	22	25	25	24	25	25	25	25	25	25	286
和	181	182	187	191	185	194	198	202	204	205	205	906	2 054

最大値合計

3

2月

町

2月

匹

10月

9月

00

皿

6月

皿

D

~dの計(全体1日最大提供数)

Д 239

1,690

1,817

1,659

4 A

olicz

411

(単位:食)

,841

669

1,722

869

The state of the state of the			E C	7 日			L C			0		C	1
がかれる。	4 H	E C	E	4	E 0	9.1	~1	7	- Z H -		с Н 2	2	2
淡輪小学校	493	203	220	200	0	495	544	501	464	491	493	48	489
深日小学校	165	165	182	164	0 78 8	164	166	163	164	175	5 191	3 167	37
多奈川小学校	121	120	127	120	0	144	147	131	119	137	129	-	119
淡輪幼稚園	70	100	148	101	0	101	101	101	101	101	101	101	=
給食センター	13	14	13	13	0	13	14	19	13	13	13	_	13
和	862	805	1,020	868	0	917	972	915	891	917	927	889	6
	(1)11 To	(0) (1)			- F	30	TE	731	,10 Lo	333	JJ KA	Çli Co	
b 岬中学校調理場	通僧												(単位:
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1,1	2月	3月	_
岬中学校	480	480	202	481	0	479	485	478	478	478	478	490	0
岬中学校調理場	5	5	7	2	0	5	5	5	5	5	5	er as	2
中村	485	485	512	486	0	484	490	483	483	483	483	495	2
	10 P		70	100	25 50	25		74		ш	76	745 CO	-
C 深口休買所調理場	4 推過												(単位:
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
深日保育所	44	44	45	46	46	46	46	44	48	53	55	52	-
仙	44	44	45	46	46	46	46	44	48	53	52	52	101
d 繰ケ丘調理場	cite	\$ 80 00 00 00 00 00	02 02	150	e 5	132		(%) (%) (%) (%)	æ 13		S 13	E 83	(単位:食
	4月。	5月。	6月55	7月。	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2 A	3月	-
淡輪保育所	134	136	141	148	141	146	150	151	152	153	154	154	-
多奈川保育所	₹ ₩ 27	28 27	27	87	8 28	28	28	30	30	30	30	3 = 30	0
子育支(): こぐま	20	20	20	20	20	20	21	20	20	20	20	20	0
中丰	181	183	188	196	189	194	199	201	202	203	204	204	-
a~dの計(全体1日最大提供数)	k1 日最大提6	共数)	U. () () () () ()		,								(単位
	4月	5月	6月	7.B	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	最大
40	1579	1614	1 765	1626	235	1 641	1 707	1643	1691	1 656	1 666	1 610	7

太枠は項目ごとの最大値

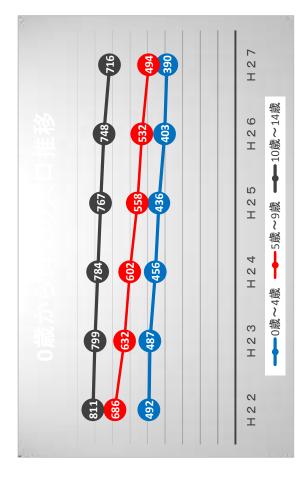
②平成26年度

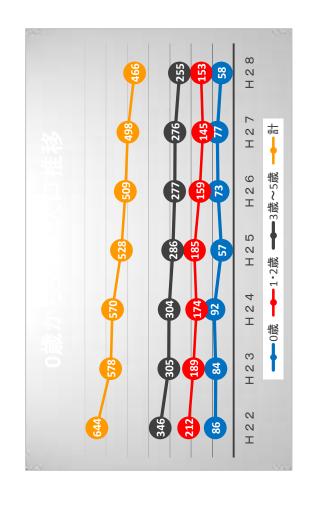
③平成27年度 ※ 木枠は項目ごとの最大値

	4月	5 万 万 万	6月	7月	80	田6	10月	111	12月	<u></u>	2月	の 回 回 の	如
淡輪小学校	487	488	538	491	0	489	517	491	485	484	484	484	5,438
深日小学校	140	146	153	143	0	140	158	139	139	153	156	139	1,606
多奈川小学校	115	113	120	113	0	141	136	123	114	114	126	113	1,328
淡輪幼稚園	62	79	112	08	0	79	79	79	79	80	80	80	889
給食センター	12	13	12	12	0	12	12	14	13	12	22	16	150
仁	816	839	935	839	0	861	905	846	830	843	898	832	9,411
b 岬中学校調理場	(連場		-								_	3	単位:食)
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		2.B	3月	如
岬中学校	476	480	498	477	0	479	482	479	481	479	479	492	5,302
岬中学校調理場	9	9	9	9	0	9	9	9	9	9	9	9	99
和	482	486	204	483	0	485	488	485	487	485	485	498	5,368
2 米口下に記れる	四十四						1	1		- 1			単位: 食)
	4月	5月	6月	7月	00	9月	10月	11月	12月	<u> </u>	2月	3月	中平
深日保育所	47	47	47	47	47	48	49	49	20	20	20	20	581
中丰	47	47	47	47	47	48	49	49	20	20	20	20	581
d · 綠ケ丘調理場	nlis											٦	単位:食)
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1,1	2.B	3月	如
淡輪保育所	120	121	124	123	123	125	128	129	133	135	136	136	1,533
多奈川保育所	26	26	56	26	26	26	26	56	26	26	26	26	312
子育支(): こぐま	19	19	19	19	20	21	21	21	21	21	21	21	243
和	165	166	169	168	169	172	175	176	180	182	183	183	2,088
a~dの計(全体1	本1日最大提供数)	(黎)											(単位:食)
	4月	5月	6月	7月	8月。	9月	10月	11月	12月		2月	3月	最大值合計

乳幼児・児童等の人口推移

ì								
単位:人)	탉	1,989	1,918	1,842	1,761	1,683	1,600	
(10月1日現在) (10歳~14歳	811	199	784	191	748	716	
推移(10月	5歳~9歳	989	632	602	558	532	494	
0歳から14歳の人口推移(0歳~4歳	492	487	456	436	403	390	
0歳から1		H22	H23	H24	H25	H26	H27	





0歳から5	歳の人口描	O歳から5歳の人口推移(5月1日現在	現在)	(単位:人)
	0歳	1-2歳	3歳~5歳	丰
H22	98	212	346	644
H23	84	189	302	218
H24	85	174	304	210
H25	22	185	286	528
H26	73	159	277	209
H27	<i>LL</i>	145	276	498
H28	28	153	255	466
H28	58	153		255

給食調理場施設在り方内部検討会設置要綱

制定 平成28年6月1日

(設置)

第1条 給食調理場施設在り方内部検討会(以下「検討会」という。)は、少子化や施設の 老朽化を踏まえ、給食の在り方等を検討することを目的として設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、保育所、幼稚園、小学校、中学校の少子化の状況を把握し、現状の設備 における老朽化等を踏まえ、給食事業における今後の設備、体制等の在り方について検討 を行うものとする。

(組織)

- 第3条 検討会の委員は、次に掲げる職にある者をもって組織する。
- (1) まちづくり戦略室長
- (2) 総務部長
- (3) 財政改革部長
- (4) しあわせ創造部長
- (5) 教育次長
- (6) 総務部理事兼財政改革部理事兼まちづくり戦略室理事
- (7) 財政改革部副理事
- (8) 行革推進課長
- (9) 子育て支援課長
- (10) 学校教育課長
- (11) 前各号に掲げる者のほか、検討会が必要と認める者 (委員長)
- 第4条 検討会に委員長を置く。
- 2 委員長は、財政改革部長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理する。

(会議)

第5条 検討会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

(意見の聴取等)

第6条 検討会が必要と認める場合は、検討会に委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、財政改革部行革推進課において処理する。

附則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

今後の財政収支見込み (改革前・普通建設事業を含む) 単位:百万円 H28 H29 H30 H31 H32 (見込) (見込) (見込) (見込) (見込) 地方税(固定資産税超過課税分を除く) 1,965 1,922 1,881 1,843 1,805 譲与税·交付金 地方交付税 490 490 490 490 490

	地方	交付			1,923	1,955	1,985	2,014	2,043
		普通	地方交付税		1,651	1,683	1,713	1,742	1,771
		特別	地方交付税		272	272	272	272	272
			小 計	1	4,378	4,367	4,356	4,347	4,338
	分担	金·貨	担金		10	10	10	10	10
	使用	料・引	-数料		101	102	104	106	108
歳	国庫	支出	金		948	1,098	661	605	596
	府支	出金			493	507	522	538	553
	財産	収入			38	38	38	38	38
	寄附	金			1	1	1	1	1
	繰入	金			244	26	51	49	17
入	繰越	金			49	0	0	0	0
	諸収	入			164	164	164	164	164
	地方	債	7		1,075	962	513	435	413
		臨時	財政対策債		266	266	266	266	266
		その	他		809	696	247	169	147
			小 計	2	3,123	2,908	2,064	1,946	1,900
			計 ③=((1)+(2)	7,501	7,275	6,420	6,293	6,238
	固定	資産	税超過税課税分		75	73	71	69	67
		献	入合計(3)+4)	7,576	7,348	6,491	6,362	6,305
	義務	的経			3,052	3,077	3,005	2,969	2,976
		人件	CONTRACTOR OF THE PERSON OF TH		1,422	1,466	1,358	1,360	1,329
			うち給与費等		1,265	1,250	1,237	1,233	1,231
			うち退職手当		157	216	121	127	98
			退職者数(人)	7	10	6	6	5
	-	扶助			813	836	861	889	920
		公債	費		817	775	786	720	727
歳	物件				1,254	1,276	1,299	1,322	1,346
		補修	質		89	92	94	97	99
		費等			494	503	511	520	529
	積立	-			21	21	21	21	21
	貸付				0	0	0	0	0
出	繰出		*******		1,109	1,135	1,157	1,172	1,195
			道事業特別会計		281	284	283	275	274
			集落排水事業特		14	14	14	14	14
			健康保険特別会	E	179	185	192	198	205
			保険特別会計	1051	279	284	289	294	299
			高齢者医療特別	会計	345	357	368	380	392
	***		他繰出金		11	11	11	11	11
	普通	建設			1,679	1,483	557	392	313
		<u> </u>	歳出合計		7,698	7,587	6,644	6,493	6,479
		走 弓	(歳入一歳出)		▲ 122	▲ 239	▲ 153	▲ 131	▲ 174

49	
合む)	
191	
普通建設事業を含	
Int.	
以又	
444	
EXX.	
測	
#	
XX	
出の前提条	
出	
四	
0	
出	
極	
汇	
Juc	
埘	
設	
11111	
(普通会計	
ME)	
4dm V	
- Par	
ار	
見込	
呉	
K	
×	
K	
4	
0	
अंस	
1	

(1.8%) を (1.8%) を (1.8		1		2女里,女牛吃,拌出炒碗或木干、日本成件,水下口口。
「個人町原設 日本の一部の一部では、		三人	以	しいては、紀1世頃の『帯付韓紀の4でもののの「子田のへで」の
(成人の限別) (均等割については、過去3年間の件数の平均伸率▲1.0%とした件数に均等割額を乗じた所得割については、過去5年間の平均減少率▲1.6%を見込んだ。
				均等割については、過去5年間の平均伸率1.4%を見込んだ。 法人税割については、過去3年間の平均伸率▲10.0%を見込んだ
		町税		過去5年間の平均 土地分:▲3.8%3 岁展な・▲2.7%3
(韓自島東段) 憲法5年版的で学的事で 0 %6を見込んだ。 関手に「大大大・大大・大大・大大・大大・大大・大大・大大・大大・大大・大大・大大・大大				至分:▲0. ************************************
	4			ズロェニー1.3%で元ンハに。 過去5年間の平均伸率 0.9%を見込んだ。 過去5年間のたばこの本数増減による平均伸率▲1.0%を見込
	Ĕ	讓与稅	交付	て算出した額で固定した。ただし、
(音流能力が付別 1423年出版を認定、を実成の利用のを見込んだ。 (音流能力が付別 1423年出版を認定、 2426月1 1423年出版を認定、 2426月1 1423年出版を認定した。 (2426月1 1423年出版を認定、 2426月1 1423年出版を認定、 2426月1 1423年出版を認定、 2426月1 1423年出版を認定した。 (2426月1 1423年出版) 2426月1 1423年出版と、 2426月1 1423年出版と、 2426月1 1423年出版と、 2426月1 1423年出版と、 2426月1 1423年出版と、 2426月1 1423年出版と、 2426月1 1423年出版を表記がた。 2426月1 1423年出版を表記が表記が表記が表記が表記が表記が表記が表記が表記が表記が表記が表記が表記が表		地方交(付税	
				額を基礎に、各年度の町税減少額の75%を見込んだ
章		国庫 府支出		<u>※普通建設事業一覧</u> に係る計画分を見込んだ。 /決算額で固定したものに緑ヶ丘公営住宅に係る家賃低廉化分を加えて算出し
開産収入	~ ~	俳		
		財産収、	7	町有地貸付収入: H27決算額の経常分で固定した。
(株) 中国		小祖 田 田 田 田		
(株) 全部 : あ金の no		使用料		H2/次昇観に称ケ丘公宮住宅の建管えに作つ家眞瑁収分を見込んに。 H27年度から継続される事業で、他会計繰入金及び多奈川地区多目的公園分の繰入れ等を見込んでいる事業について は、継続して繰入が行われるものとした。
		輸入金		基金:基金の取崩しは見込まない。
地方債		諸収入		砂仮置分を差し引いた額に、バス運賃収入を加えた
		地方債	2	臨時財政対策債:H28算出額で固定した。
 人件費 14.72类類核でもとに、それ以降は足線構形を削減として貸出した額に各年度の再任用聯員の人件報を加えた上、18%の4年を見込んだ。 投動食 25.66を成功によりでは、それ以降は足線構形を削減して「貸出した額に各年度の再任用聯員の人件報を加えた上、18%の4年を見込んだ。 26.66 26.66 26.66 26.66 26.66 26.76 26.76 27.76 27.76				1 1 1
接助費 児童手当: HZ7決算額をペースに過去3年間の平均伸率▲4.5%を見込んだ。 医療技助: ひとり類医療については、HZ7決算額に報え6世1た。 場が児医療については、HZ7決算額に過去3年間の平均伸率8.7%を見込んだ。 場が児医療については、HZ7決算額に過去3年間の平均伸率8.0%を見込んだ。 用Z7までの限差者分は20トでは、HZ7決算額に過去3年間の平均伸率8.0%を見込んだ。 は審書館が、中型子類を配っては、HZ7決算額に過去3年間の平均伸率8.0%を見込んだ。 HZ7までの限差者分は12込みにHZ812は8の次達通建距率素一覧に係る計画分及び臨時財政対策復を見込んだ。 を20世: HZ7決算額で固定した。 無常 無理費: HZ7決算額に人件費と同様の伸車(1.8%)を見込んだ。 を30世: HZ7決算額に人件費と同様の中車(1.8%)を見込んだ。 を30世: HZ7決算額に過去5年間の平均伸率2.0%を見込んだ。 を30世: HZ7決算額に過去5年間の平均伸率2.0%を見込んだ。 を30世: HZ7決算額に固定した。 施時 HZ7決算額で固定した。 施時 HZ7決算額で固定した。 施時 HZ7決算額で固定した。 経路 HZ7決算額で固定した。 最時 HZ7決算額で固定した。 経路 HZ7決算額で固定した。 第20年: HZ7決算額で固定した。 第30年: HZ7決算額で固定した。 第40年: HZ7決算額で固定した。 第40年: HZ7決算額に固定した。 第40年: HZ7決算額で固定した。 第40年: HZ7決算額で固定した。 第40年: HZ7決算額で固定した。 第40年: HZ7決算額で固定した。 第40年: HZ7決算額に固定した。 第40年: HZ7決算額に固定した。 第40年: HZ7決算額に固定した。 第40年: HZ7決算額に固定した。 第40年: HZ7決算額に超年1.8%(人件費と同様)、総付費と過去3年間の平均伸率2.7%から被係 中均伸率4.3%を見込んだ。 第50条 (75歳人口平均伸率7.7%を19.0人だ。 後期高齢者医療: 事務費 HZ7決算額に毎年1.8%(人件費と同様)、基盤安定=4.5%(HZ7伸び率)、医療費 を30%(75歳人口平均伸率7.2%を19.0人だ。 後期高齢者医療: 事務費 HZ7決算額に毎年1.8%(人件費と同様)、基盤安定=4.5%(HZ7伸び率)、医療費		人件費		以降は退職補充を前提として算出した額に各年度の再任用職員の人件費を加えた 管理職手当、特別職報酬のカット及び一般職の給与カット等は見込んでいない。
株助費 と人医療については、HZJ次集額に過去を相同いて。 本人医療については、HZJ決集額に過去を相同いて。 当幼児医療については、HZJ決算額に過去の年間の平均伸車8 0%を見込んだ。 明力に関連については、HZJ決算額に過去の年間の平均伸車8 0%を見込んだ。 HZJ法算額で固定した。ただし、資金については、最低資金の上昇を考慮し、人件質と同様の伸車 (1.8%) を 質な。HZJ決算額に人件費と同様の伸車 (1.8%) を見込みだ。 (質な = HZJ決算額に人件費と同様の伸車 (1.8%) を見込みだ。 (質な = HZJ決算額に人件費と同様の伸車 (1.8%) を見込みだ。 (素) 第一 HZJ決算額に人件費と同様の伸車 (1.8%) を見込みた。 (本) 第一 HZJ決算額に人件費と同様の伸車 (1.8%) を見込みだ。 (本) 第一 HZJ決算額に人件費と同様の伸車 (1.8%) を見込みだ。 (本) 第一 HZJ決算額に自由では、				ースに近
公債費 H27までの既発行分見込みに上28以降の米書通報の上昇を考慮し、人件費と同様の伸率 (1.8%) を 1427決算額で固定した。ただし、賃金については、最低賃金の上昇を考慮し、人件費と同様の伸率 (1.8%) を 特別 金: H27決算額で固定した。 27 金: H27決算額に入件費と同様の伸率 (1.8%) を見込んだ。 28		扶助費		:ひとり親医療については、H2/決算額で据え直いた。 老人医療については、H27決算額に過去5年間の平均伸率3.0%を見込んだ。 乳幼児医療については、H27決算額で据え置いた。 陪害老絵は・暗害者医癖については、H27決質額に過去3年間の平均伸率8.0%を買い
一部		公債費		1111
物件費 質金: H27決算額に人件費と同様の伸率 (1.8%) を見込んだ。 経常 春託料: H27決算額に基ち年間の平均伸率2.0%を見込んだ。 春の出り、日7決算額に過去5年間の平均伸率2.0%を見込んだ。 権持補修費 過去5年間の平均伸率2.7%を見込んだ。 (本) 社会福祉協議会補助金: H27決算額に付率3.0%を見込んだ。 (本) 社会福祉協議会補助金: H27決算額に体験と同様の伸率 (1.8%) を見込んだ。 (本) 社会福祉協議会補助金: H27決算額に付率3.0%を見込んだ。 (本) 社会福祉協議会補助金: H27決算額に付率3.0%を見込んだ。 (本) 社会福祉協議会補助金: H27決算額に人件費と同様の伸率 (1.8%) を見込んだ。 (本) 社会福祉協議会補助金: H27決算額に人件費と同様の体定 (本) 社会福祉協議会補助金: H27決算額に人件費と同様の地定 (本) 社会福祉協議会補助金: H27決算額に毎年1.8%(人件費と同様)、整盤安定=制度改正に伴いれび決算額に過去3.0%と見込んだ。 (本) 小道少率1.0%を差し引いた中率1.7%算額に毎年1.8%(人件費と同様)、結付費=過去3年間の平均伸率2.7%から被保険の減少率1.0%を差し引いた伸率1.7%を見込んだ。 (本) 小護保険: 事務費 H27決算額に毎年1.8%(人件費と同様)、結付費=過去3年間の平均伸率2.7%から被保費 (本) 小陸業と1.1%を第二年2.8%(人件費と同様)、基盤安定=制度改正に伴いれ7決算額に過年1.8%(人件費と同様)、基盤安定=制度改正に伴いれ7決算額に過年1.8%(人件費と同様)、基盤安定=制度の正に伴いれ7決算額に毎年1.8%(人件費と同様)、基盤安定=制度の正に伴いれ7決算額に過去1.0%を見込んだ。 (本) 小庭保費 (1.5歳人口平均伸率)、E様移させた。 3.0%(15歳人口平均伸率)で表別を表し置建設事業上間の不見過費事業上置に係る計画分を見込んだ。 (本) 2.0%(15歳人口平均伸率)で表別を表しましまり。 4年間の平均伸率2.7%に対しで多りの数量2.2人だ。 (本) 2.0%(15歳人口平均伸率2.7%(表別を表別を見込んだ。 4年間の平均中率2.7%(対したる計算の表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表			盟	賃金の上昇を考慮し、人件費と同様の伸率(1.8%)
#特補修費 過去を相回平均伸率2.7%を見込んだ。	摇	物在費	然	: H27決算額に人件費と同様の伸率(1.8%)を見込んだ。 : H27決算額に人件費と同様の伸率(1.8%)を見込み、路線バスに係る事業費を加え: H27決算額に過去5年間の平均伸率2.0%を見込んだ。
福助費		維持補	修費	年間の平均伸率2.7%を見
備助資 経常 比金浦的組 (1.8%) を見込んだ。		1	臨時	H27決算額からふるさと納税謝礼品分を差し引いて算出した額で固定した。
議立金 基金利息分と多目的公園貸付分に係る多目的公園管理基金及び海釣り公園管理基金への積立金を見込んだ。		補 助 動	数 绝	H27決算額に伸率3.0%を見込んだ。 : H27決算額に人件費と同様の伸率(1.8%) 引定し、路線バス運行補助金を除いた。
 臨時 水事業については、公債費などの経費を考慮して見込んだ。 下水道事業・漁業集落排水事業:公債費などの経費を考慮して見込んだ。 下水道事業・漁業集落排水事業:公債費などの経費を考慮して見込んだ。 国民健康保険:事務費=H27決算額に毎年1.8%(人件費と同様)、基盤安定=制度改正に伴いH27決算額に過去3平均伸率4.3%を見込んだ。 経常 介護保険:事務費=H27決算額に毎年1.8%(人件費と同様)、給付費=過去3年間の平均伸率2.7%から被保予の減少率1.0%を差し引いた伸率1.7%を見込んだ。 後期高齢者医療:事務費=H27決算額に毎年1.8%(人件費と同様)、基盤安定=4.5%(H27伸び率)、医療費3.0%(75歳人口平均伸率)で推移させた。 3.0%(75歳人口平均伸率)で推移させた。 H28以降の※普通建設事業一覧に係る計画分を見込んだ。 	丑	積立金	6 6 7	係る多目的公園管理基金及び海釣り公園管理基金への積立金を見込んだ
下水道事業・漁業集落排水事業:公債費などの経費を考慮して見込んだ。 国民健康保険:事務費=H27決算額に毎年1.8%(人件費と同様)、基盤安定=制度改正に伴いH27決算額に過去3平均伸率4.3%を見込んだ。 平均伸率4.3%を見込んだ。 経常 介護保険:事務費=H27決算額に毎年1.8%(人件費と同様)、給付費=過去3年間の平均伸率2.7%から被保 の減少率1.0%を差し引いた伸率1.7%を見込んだ。 後期高齢者医療:事務費=H27決算額に毎年1.8%(人件費と同様)、基盤安定=4.5%(H27伸び率)、医療費 3.0%(75歳人口平均伸率)で推移させた。			報贈	ただし、
経常 介護保険:事務費=H27決算額に毎年1.8%(人件費と同様)、給付費=過去3年間の平均伸率2.の減少率1.0%を差し引いた伸率1.7%を見込んだ。 後期高齢者医療:事務費=H27決算額に毎年1.8%(人件費と同様)、基盤安定=4.5%(H27伸び3.0%(75歳人口平均伸率)で推移させた。		∜ ∃		事業:公債費などの経費を考慮して見込んだ。 27決算額に毎年1.8%(人件費と同様)、基盤安定
後期高齢者医療:事務費=H27決算額に毎年1.8%(人件費と同様)、基盤安定=4.5%(H27伸び率)、3.0%(75歳人口平均伸率)で推移させた。 H28以降の <u>※普通建設事業一覧</u> に係る計画分を見込んだ。	denomination of the second	¥ 1	数	毎年1.8%(人件費と同様)、給付費=過去37%を見込んだ。
				毎年1.8%(人件費と同様)、基盤安定=4.5%。
The state of the s		普通建計	設事業	H28以降の <u>※普通建設</u> 事業一覧に係る計画分を見込んだ。

^{※ 3}ページの普通建設事業一覧表を参照

		H 2	8					H 2	9					Н3	0					ų:	3 1					Н 3	3 2			H28
事業費	国庫支出	府支出	地方債	その他	般	事業費	国庫支出	府支出	地方債	その他	— 般	事業費	国庫支出	府支出	地方債	その他	般	事業費	国庫支出	府支出	地方債	その他	— 般	事業費	国庫支出	府支出	地方債	その他	般	~ H32 事業費
397	41		320		- 36		PH	11		. 2	19.																			39
235	129		95		11	667	367		270		30				*															90
	-				1						1	30	17		12	- 1	1	30	17		12		1	30	17		12		1	15
7	4								3																					, 6
33	18		13		2	33	18	7.5	13		2	33	18		13	3 :	2	15	8		6		1	15	8		6		1	12
	8				1					4.					52		7	130	71		52		7	140	77		56		7	46
	30			2	1						1						7						1							24
	3					8	4				1	7	3				1	51	- 28		21		2							7
	243				5	480	213				11																			97
											7	30			23		7	30		4 1	23		7							11
					2		1 1 1 1														a fig.									
	-		741	2	59	1 318	657		605		56	395	200		170		25	256	124		114		18	185	102		74		q	3,44
				1.	, J.		44		500		- 00	300	200												102	51 5 N M			-	1
	10		0													-				-				-						1
				1-4	5	5	<u> </u>				5	5					5	5		-			5	5				-	5	2
		-			_												3.5		<u> </u>	\vdash		-							10	5
	-					10					10	. 10					10	10		 	-		10	10	 				10	3
<u> </u>	-				4						Alexand Market									-										
	-			1		1				4		4				100									-					
	-	-		7		-				1		100				14.75														1
				-	0	-							-								-									
	+																				-	-		-				-		
	-	-		12										,					1. 1. 1. 1.		-	-								
	+			13	0	-			-			0	<u> </u>				0	0				-	2	2	-			-	2	1
			2		9							2					- 2					-		2	<u> </u>			-	- 2	2
	+			10	1.	44			33							-				-		-		-			- 1	-		4
81	15		56	10		-											- 4			-	-	-		· -	-					8
	-	-				1 1 1 1 1 1 1 1 1			4			00				00	5 to 4 to	00			-	00	1.	_				-		
100	-			100		8				8		32				32		32		-	-	32						-		7
								G. e. r																			_	-		16
/			-	/		 											-10				-	-		- 50	-		- 00		10	- 10
-	-	-									7 B.	50			38		12			-	-	<u> </u>		50			38	-	12	10
						70			52		18							50		-	38	-	12		-				3.7	12
	-									1.00		30	-		. 22		8							14			. 11		3	4
1	-	_		1						1.			-	\vdash					-		-									
1	-	-			1				-					-						-				-	1, 1	-		-	-	
	-	<u> </u>			2											27 - 2					 	ļ		<u> </u>	-		<u> </u>	-		
		1	-	5						- 1										ļ					-					
	+				-	 	-					- 1								-		ļ								
3	11 11		-		3						3	3					3	3					3		+		-	-	3	1
7.7						3	1			,	2	1					1	9	3		5		1	40	13		24		3	5
2	-			100	2	2			2			20			16		4				<u> </u>	-			100				2 1	2
5	1										3	3	1		1		1	20	7		12		1							2
13	1	1	1	- 2	8	9	1	1			7	5	1	1	٠.		3	5	1	1			3	4	1	1			2	3
384	28	1	68	225	62	165	2	1	91	9	62	162	2	1	77	33	49	136	11	1	55	32	37	128	14	1	73		40	97
	業費 397 235 30 7 33 15 55 491 25 2 1,295 19 14 5 10 4 4 1 7 9 2 13 9 4 81 160 7	業費 庫支出 397 41 235 129 30 17 7 4 33 18 15 8 55 30 5 3 491 243 25 2 1,295 493 19 10 4 4 1 7 9 2 13 9 4 81 15 160 7 7 1 1 1 3 1 5 2 3 3 1 5 2 3 1 13 1 1 13 1 1 13 1 1 13 1 1 13 1 1 13 1 1 13 1 1 13 1 1 14 1 1 1 15 1 1 1 14 1 1 1 1 15 1 1 1 1 1	事業 国庫支出 397 41 235 129 30 17 7 4 33 18 15 8 55 30 5 3 491 243 25 2 1,295 493 19 10 14 5 10 4 4 4 1 7 9 2 13 9 4 81 15 2 3 1 5 2 3 1 5 2 3 1 5 2 3 1 5 2 3 1 5 2 3 1 5 2 3 1 5 2 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 <	事業費 国庫支出 市支出 地方债 397 41 320 235 129 95 30 17 12 7 4 3 33 18 13 15 8 6 55 30 22 5 3 2 491 243 243 25 25 25 2 1,295 493 741 19 10 8 8 14 4 4 4 4 4 4 4 1 7 9 2 13 9 4 3 81 15 56 160 7 7 2 3 1 3 1 5 2 3 1 3 1 5 4 3 3 5	事業 国庫支出 市支出 地方债 その他 397 41 320	事業費 国庫支出 府支出 地方信息 一般 397 41 320 36 235 129 95 11 30 17 12 1 7 4 3 2 15 8 6 1 55 30 22 2 1 5 3 2 2 1 5 3 2 2 2 1 5 3 2 2 2 1 5 3 2 2 2 1 5 3 2 2 2 2 1,295 493 741 2 59 19 10 8 1 14 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 1 1 7 7 9 9 2 2 1 3 1 <td>事業費 国庫支出 地方債 その他 報業費 397 41 320 36 235 129 95 11 667 30 17 12 1 30 7 4 3 3 2 33 15 8 6 1 46 55 30 22 2 1 24 5 480 25 30 22 2 1 24 5 480 25 30 2 2 1 248 491 243 243 5 480 25 30 2 2 1 248 480 25 30 2 2 1,318 1 14 4</td> <td>事業費 国庫支出 市支出 地方債 その他 報業費 国庫支出 397 41 320 36 36 235 129 95 111 667 367 30 17 12 1 30 17 7 4 3 2 33 18 15 8 6 1 46 25 55 30 22 2 1 24 13 5 3 2 8 4 491 243 243 5 480 213 25 25 30 22 2 1,318 657 19 10 8 1</td> <td>事業 国庫文出 分表 一般 事業費 国庫支出 份支出 397 41 320 36 — — 申款费出 一次支出 — 申款费出 一次支出 — 申款费出 — 申款费出 — 申款费出 — 申求费出 — — — 申求费出 — — — — 申求费出 — — — 申求费出 — — — 申求费出 — — — — — 申求费出 —<!--</td--><td>事業 度支出 府支出 方度 地方價值 不分值 平業 受出 国庫支出 原文出 市技 受出 地方價值 397 41 320 36 </td><td> 事業 国 府支 地 子 の 他 一般 事業 国 府支 地 子 の 他 報表 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日</td><td> 下</td><td> 本</td><td> 画像 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一</td><td> 画像 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一</td><td> 画</td><td> 事業 日本 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一</td><td> では、</td><td> 事業</td><td> 本の</td><td> 本学 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本</td><td> 本学 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本</td><td> 本書 日本</td><td> </td><td> 新聞</td><td> 「中央</td><td> 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京</td><td> 数字</td><td> 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京</td><td> The color of the</td></td>	事業費 国庫支出 地方債 その他 報業費 397 41 320 36 235 129 95 11 667 30 17 12 1 30 7 4 3 3 2 33 15 8 6 1 46 55 30 22 2 1 24 5 480 25 30 22 2 1 24 5 480 25 30 2 2 1 248 491 243 243 5 480 25 30 2 2 1 248 480 25 30 2 2 1,318 1 14 4	事業費 国庫支出 市支出 地方債 その他 報業費 国庫支出 397 41 320 36 36 235 129 95 111 667 367 30 17 12 1 30 17 7 4 3 2 33 18 15 8 6 1 46 25 55 30 22 2 1 24 13 5 3 2 8 4 491 243 243 5 480 213 25 25 30 22 2 1,318 657 19 10 8 1	事業 国庫文出 分表 一般 事業費 国庫支出 份支出 397 41 320 36 — — 申款费出 一次支出 — 申款费出 一次支出 — 申款费出 — 申款费出 — 申款费出 — 申求费出 — — — 申求费出 — — — — 申求费出 — — — 申求费出 — — — 申求费出 — — — — — 申求费出 — </td <td>事業 度支出 府支出 方度 地方價值 不分值 平業 受出 国庫支出 原文出 市技 受出 地方價值 397 41 320 36 </td> <td> 事業 国 府支 地 子 の 他 一般 事業 国 府支 地 子 の 他 報表 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日</td> <td> 下</td> <td> 本</td> <td> 画像 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一</td> <td> 画像 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一</td> <td> 画</td> <td> 事業 日本 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一</td> <td> では、</td> <td> 事業</td> <td> 本の</td> <td> 本学 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本</td> <td> 本学 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本</td> <td> 本書 日本</td> <td> </td> <td> 新聞</td> <td> 「中央</td> <td> 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京</td> <td> 数字</td> <td> 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京</td> <td> The color of the</td>	事業 度支出 府支出 方度 地方價值 不分值 平業 受出 国庫支出 原文出 市技 受出 地方價值 397 41 320 36	事業 国 府支 地 子 の 他 一般 事業 国 府支 地 子 の 他 報表 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日	下	本	画像 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一	画像 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一	画	事業 日本 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一	では、	事業	本の	本学 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	本学 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	本書 日本		新聞	「中央	東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京	数字	東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京	The color of the

前衛

	市	賃賃	副配	裘															·	単位:百万円	万円	
			平成2	平成28年度價這籍	質透鏡		平成29年		医償還額		平成3(平成30年度償還額	調整		平成31	年度償還額	連続		平成32	平成32年度償還額	連續	
借入年度	借入額	27未提在副	出	小	抽	28末現在副	制	叶	抽	29米規件副	吊網	上	抽	30末現在副	出	小	ita	31米電車	化钼	小	dia	32末 現在高
既発行分	福	7,359	733	8	817	6,626	069	72	764	5,936	707	63	764	5,235	635	53	888	4,600	594	4	638	4,006
H28発行分	1,075					1,075	0	=	=	1,075	0	13	13	1,075	m	4-	17	1,072	46	13	29	1,026
H29発行分	962									962	0	6	6	962	0	=	=	962	9	=	17	956
H30発行分	513		28							25			***	513	0	4	4	513	Ω	ນ	10	508
H31発行分	435																	435	0	က	က	435
H32発行分	413																					413
nlez		0	0	0	0	1,075	0	111	11	2,037	0	22	22	2,550	က	29	32	2,982	57	32	89	3,338
総合計	D.	7,359	733	84	817	7,701	069	85	775	7,973	701	82	786	7,785	638	82	720	7,582	651	76	727	7,344
		depression function describes and		STATE OF THE PARTY		SECRETARIAN SECURITY	STATE OF THE PERSONS					AND SOUTH PROPERTY.	Territorio de la companya della companya della companya de la companya della comp	To the same of the	Name and Address of the Owner, where the Owner, which is the O	Name and Address of the Owner, where	THE PROPERTY OF THE PARTY OF TH	The state of the s	STATE OF THE PERSON NAMED IN			A STATE OF THE PARTY OF THE PAR

※ 発行額は、普通建設事業と臨時財政対策債(266百万円)の合算額

岬町行財政集中改革計画(素案)

(第3次集中改革プラン)

1. これまでの行財政改革の取組みと実績等

(1) 行財政改革の取組状況

本町は、これまで昭和57年度から次のとおり、行財政改革の方向性を定め、積極的に取り組んできました。

- 昭和57年度:財政健全化計画の策定(昭和57年度~平成3年度)
- 昭和61年度:岬町行政改革大綱の策定
- ・平成16年度: 行財政改革プランの策定(平成16年度~20年度)
 - ↓ 国の「行革の推進指針」に基づき、再編・整理して
- ・平成17年度:第1次集中改革プランの推進(平成17年度~21年度)
- ・平成23年度:第2次集中改革プランの推進(平成23年度~27年度)
- ・平成24年度:第2次集中改革プランの中間見直し
 - ※ 中間見直しについては、行財政改革懇談会の意見を受け、平成23・24年度の計画 進捗状況を踏まえた上で、計画目標額の見直しを実施しました。

(2) 第2次集中改革プランの実績等

第2次集中改革プランにおいては、施策・事務事業の見直し、公共施設の見直し、 財政基盤の強化、定員・給与の適正化、人事制度の見直しなど、下記の9区分において93項目の改革に取り組み、このプランにおける目標効果額とほぼ同様の改革 効果額を得ております。

しかし、未収債権の徴収強化を図り財源を確保することを優先するとしたことから、受益者負担の適正化などの一部の改革項目では、未実施の状況となっているものがあります。

【第2次集中改革プランの効果額と主な取組み】

(単位:百万円)

改革区分	年度	H 2 3 効果額	H24 効果額	H 2 5 効果額	H 2 6 効果額	H 2 7 効果額	主な改革項目
1 施策・事 直し	事務事業の見	40	5 6	6 7	9 4	130	○民間委託における委託料の積算根 拠等の見直し ○事業抑制による下水道事業特別会 計繰出金の削減
2 公共施設	の見直し	3 1	4 1	3 9	3 8	4 1	〇健康ふれあいセンター指定管理委託料の削減 〇公民館・文化センター・青少年センターの管理運営の経費削減
3 財政基盤	の強化	23	3 9	26	4 8	60	○町税の徴収率(現年99%・滞納3 5.4%)、国保の徴収率(現年96.5%・滞納14%)を目指す ○固定資産税超過税率の0.1%引き下げ(平成25年度から) ○余剰地の売却、ふるさと寄付金の確保
4 定員・給	与の適正化	141	33	9 4	90	▲ 54	○新規採用の抑制による職員定数の削減 ○一般職の給与2%のカット ○退職手当を3年に分割支給し、負担 の平準化を図りながら退職手当債の 発行を抑制

	合計	305	251	259	356	283	明朝57年度
9	新たな改革項目	3 4	3 7	4 2	4 9	6 7	○組織見直しによる水道事業繰出金の削減 ○55歳以上職員の1.5%の更なる 給与カット
8	議会における改革の 取組み	1 5	1 4	14	14	14	〇議員報酬15%カット・政務調査費の50%カット
6	公債費比率の引下げ	20	20	▲ 41	0	0	〇既発行債の償還時期を延長
5	人事制度の見直し	1	11.	18	23	2 5	○臨時職員の勤務時間の短縮○臨時の保育士の効率的な配置

※このプランにおける効果額については、原則として平成21年度を基準とした各年度の効果額を表しております。

2. 町財政の現状

(1) 財政収支(普通会計)(財政再生団体転落の回避)

第2次集中改革プランの取り組みにより、この計画期間中の普通会計の財政収支 は黒字決算を保つことができ、懸念事項であった財政再生団体へ陥ることは避けら れました。

ア、財政収支の状況

第2次集中改革プランの計画期間中の財政収支は黒字決算で推移しています。 この財政収支の内容を分析すると、実質的には、上記に示した第2次集中改革プランの推進による効果額を含めた「イ、臨時的な措置」に示す財源により歳入不 足額を補填し、黒字決算となっています。

【財政収支の推移】

(単位:百万円)

区 分	H17	H 2 3	H24	H 2 5	H26	H 2 7
歳、入	6, 712	6, 676	6, 614	6, 249	6, 836	7, 604
歳出	6, 688	6, 536	6, 533	6, 118	6, 606	7, 537
差引①	2 4	140	8 1	131	230	6 7
翌年度に繰越 すべき財源 ②	4	109	4 4	9 1	186	18
実質収支①-②=A	20	3 1	3 7	40	4 4	4 9

イ、臨時的な措置

第2次集中改革プランの計画期間中は、固定資産税の超過課税を実施しつつ、 財政調整基金等からの取り崩しを行わずに黒字を達成するという目標を掲げて、 改革を推進しましたが、みさき公園の固定資産税に係る訴訟により、また、平成 26年度については、町の活性化や安全・安心のための投資的事業を拡大したこ とから基金を取り崩すことにより財源を確保し、財源不足額を補填しています。

なお、平成25年度からは、住民負担の削減を図るため固定資産税の超過税率 の引き下げ(超過税率0.3%⇒0.2%)を実施しています。

【臨時的な措置財源の内訳】

(単位:百万円)

区 分	H17	H 2 3	H24	H 2 5	H26	H 2 7
臨時的な措置 B	611	267	394	170	282	169
超過課税分	0	267	249	170	172	169
基金の取崩し	611	0	145	0	110	0
財政調整基金	391	0	145	0	60	. 0
公共施設整備基金	120	0	0	ō	50	0
地域福祉基金	100	0	0	0	0	0

ウ、臨時的な措置等を講じなかった場合の収支

上記の臨時的な措置や行財政改革を講じなかった場合の財政収支は赤字となっており、毎年、多額の財源不足が生じていたことになります。

【臨時的な措置等を講じなかった場合の財政収支】

(単位:百万円)

		W-3-W-1-1					
区 分		H 1 7	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H26	H 2 7
実質収支	Α	20	3 1	3 7	40	4 4	4 9
臨時的な措置	В	611	267	394	170	282	169
行革による効果額	С	386	305	251	259	356	283
臨時的な措置を講じた た場合の実質収支A-		▲ 977	▲ 541	▲ 608	▲ 389	▲ 594	▲ 403

工、基金現在高の状況

基金現在高は、第2次集中改革プランの計画期間中は、約13億円から14億円の間で安定しています。

【基金現在高】

(単位:百万円)

区 分	H17	H23	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
財政調整基金	149	951	846	877	817	887
公共施設整備基金	208	231	231	231	181	181
その他の基金	183	194	238	296	313	371
基金合計	540	1, 376	1, 315	1, 404	1, 311	1, 439

才、地方債残高

地方債残高については、平成26年度までは、毎年減少していますが、平成27年度においては、公営住宅建替事業や道の駅「みさき」整備事業などの大規模な投資的事業を実施していることから、起債発行額が元利償還額を上回ることになり地方債残高は、増加しています。

【地方債残高】

(単位:百万円)

区	分	H17	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
前年度末残高	Α	12, 142	8, 913	8, 408	7, 891	7, 363	7, 103
起債発行額	В	481	472	425	456	598	981
元金償還額	С	876	977	942	984	858	833
利子償還額		276	163	146	128	112	97
年度末地方債別	島	11 747	0 400	7 001	7 060	7 100	7 051
A + E	3 – C	11, 747	8, 408	7, 891	7, 363	7, 103	7, 251

(2) 町税収入の状況

国の経済金融施策の効果等による企業収益・雇用環境の改善等により、景気は穏やかな回復傾向にあるものの、本町においては、経済の好循環が行き届いておらず、町収入の根幹をなす町税収入の町民税は、人口減少のみならず、団塊の世代が大量に退職したこと、また現役世代の収入の減少により減収が続き、また、固定資産税においても、未だ地価が下げ止まらないことから減収となっています。なお、平成26年度決算における固定資産税の超過課税分を含めた税額は、超過課税を実施していない平成17年度の固定資産税額(1,323百万円)とほぼ同額の状況で、地価の下落により超過課税の効果を相殺しており、平成27年度では下回る状況にあります。

これは、基金取り崩しによる財政運営を行っていた平成17年度よりも厳しい町税収入となっているということです。なお、この傾向は今後も続くと考えられ、町税収入は、厳しい状況となることが予想されます。

【町税収入の推移】

(単位:百万円)

2 100 045 4-	- 11-12-1						
区	分	H17	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
町民税		754	788	770	770	740	730
個	人	608	699	700	697	671	668
法	人	146	89	70	73	69	6 2
固定資産	税	1, 323	1, 466	1, 381	1, 293	1, 326	1, 291
うち	5超過課税	0	253	238	156	161	159
軽自動車	税	28	3 1	. 31	3 1	3 2	3 2
町たばこれ	税	89	8 2	83	9 2	86	8 6
町税合	計	2, 194	2, 367	2, 265	2, 186	2, 184	2, 139

(3) 財政構造を示す指標

本町の財政構造を示す指標である経常収支比率及び実質公債費比率は、一部を除き※いずれも類似団体及び大阪府平均を上回っており、財政構造は硬直化した状況にあります。 (※経常収支比率の平成26年度大阪府平均を除く。)

なお、町税や地方交付税から求められる標準財政規模に対する過去に発行した町 債の償還額の割合を示す実質公債費比率は減少傾向にあり、公債費適正化計画の策 定が義務付けられている18%を下回ったものの、依然として高水準にあります。

【経常収支比率・実質公債費比率の推移】

(単位:%)

						· · · · · · ·
区分	H 1 7	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H26	H 2 7
経常収支比率	96.8	96. 1	96.0	95.7	95.5	95. 3
類似団体平均	88.1	87.6	88. 5	87.8	88.8	-
大阪府市町村 平均 (政令市除く。)	96. 1	95. 3	94.7	94. 4	95. 9	
実質公債費比率		21.0	19. 9	18.8	17. 6	16. 2
類似団体平均		12. 3	11.7	11. 2	10.4	
大阪府市町村 平均 (政令市除く。)		6. 9	6. 6	6. 3	5. 9	-

「一」: データが未公表であることを示します。

3. 今後の重要施策と財政収支見通しの試算

(1) 今後必要となる重要施策

ア、町の活性化

国のまち・ひと・しごと創生法に基づく「まち・ひと・しごと創生長期ビジョ ン」や「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本的な考えや方向性を踏まえつ つ、本町における人口の現状と将来展望を提示する「岬町人口ビジョン」や実情 に応じた今後5ケ年の施策方針を提示する「岬町まち・ひと・しごと創生総合戦 略(以下「岬町総合戦略」という。)」を策定し、地域の活性化に取り組もうとし ていることから岬町総合戦略に掲げる事業の財政負担の状況を見極めつつ、効果 的に事業を推進する必要があります。

とりわけ、道の駅「みさき」整備事業及びみなとオアシス整備事業を推進し、 地域産業の創設・競争力強化や観光振興を図ることなどによるまちの活性化が重 要となります。

イ、高齢化と少子化対策

本町は大阪府域で最も高齢化が進んでいる自治体の一つであり、平成27年1 0月時点での高齢化率は35.1%となっています。今後も高齢化が進むことに 伴い介護保険制度や後期高齢者医療制度の運営に要する経費及び医療費に係る法 定繰出金の増加が見込まれるものの、今後、髙齢者人口としては、減少傾向に転 じることが予想され、これらの状況に的確に対応する必要があります。

一方、平成25年度における本町の合計特殊出生率は、0.88と全国平均の 1. 43に比べて極めて低い状況にあることから、定住促進等のための子音で支 援策として、小学校に併設する保育所運営方法の見直しや乳幼児医療費助成制度 の拡充を行っています。今後、厳しい財政状況の中においても優先的に少子化対 策に対応する必要があります。

※ 平成27年度決算ベース(主な繰出金) 介護保験特別会計繰出金

(約 2億7千4百万円)

後期高齢者医療特別会計負担金・繰出金(約 3億3千5百万円)

ウ、安全・安心対策への対応

この第2次集中改革プランの策定時期に発生した東日本大震災を契機として、 また、今後、南海トラフ等を震源に発生が見込まれる地震などへの対応が必要で す。

しかし、国においては、東日本大震災復興特別会計枠の全国防災事業が平成27年度に、緊急防災事業は平成28年度に終了することとなっており、平成29年度からは、災害減災対策事業に係る財政負担を軽減できる制度がなくなります。このような中でも、住民の安全・安心を守るための公共施設の耐震工事などを厳しい財政状況の中においても優先的に(仮称)町道海岸連絡線整備事業や非構造部材の耐震化事業などの減災対策事業に対応する必要があります。

エ、公共施設の統廃合を含む施設の適正管理

本町の公共施設は、「岬町公共施設適正化基本方針」に示されているように、建物については、昭和50年代の前半にかけて建築された施設が多く、今後20年間に、耐用年数を迎えることから人口減少等を踏まえ、未利用施設の売却や施設の複合化・多機能化を進めることにより、維持管理費の削減を図りつつ、施設の適正な管理を行う必要があります。

才、固定資産税超過税率の見直し

急激な地価の下落に伴う固定資産税の減収等を要因とし、また、今後の住民サービスを提供するのに必要な財源を確保するための臨時的な措置として、平成19年度から固定資産税の標準税率の1.4%に、0.3%の超過税率を加えた固定資産税の超過課税を導入しました。

この超過税率のうち 0. 1%については平成 25年度に引き下げを実施しましたが、さらに 0. 1%の引き下げを平成 28年度に実施していることから、この見直しによる経常収支比率に与える影響や財政収支の状況を見極める必要があります。

(2) 財政収支見通しの試算

上記(1)アからオに係る施策の状況を踏まえて、今後の本町を取り巻く環境の変化に伴う住民ニーズに則した行政サービスの提供や安全・安心のための事業の取り組みなどの財政需要に対して、本町は、的確に対応することができる状況にあるのか。また、引き続き、財政収支及び財政構造を改善し、持続可能な財政運営を行うことができるのかなどを判断するため試算を行います。しかし、下記に掲げる状況などにより的確に見込むことは困難であることから平成27年度までの決算及び現時点の行財政に係る制度が引き続き継続されると仮定し、各種統計指標を基礎に、平成32年度までの5ケ年間の財政収支を試算することとします。

ア、国の経済金融施策の効果等による企業収益・雇用環境の改善等により、景気は 穏やかな回復傾向にあるものの、海外景気の下振れが景気を下押しするリスクと なっています。しかし、本町にまで、その経済の好循環が行き届いておらず、少子高齢化の進展、人口の減少、地方分権や事務移譲への対応など、本町を取巻く社会的環境は依然厳しい状況が続くものと見込まれます。

イ、特に歳入の根幹をなす町税収入は、世界経済を牽引している米国や中国の景気 の減速などによる経済状況への影響や地価の動向などを想定しなければなりませ ん。

また、平成31年10月からは消費税率10%への引き上げが予定されております。これらの要因による影響を予想し、的確に財政収支に反映することは大変困難な状況にあります。

- 4. 改革取組前の今後の財政状況等

(1) 改革取組前の今後の財政収支見通し(普通会計・投資的事業を含む)

改革取組前の普通会計ベースにおける今後の財政収支見通しは、現行の行政サービスを維持しつつ、今後、先述の安全・安心のための(仮称)町道海岸連絡線整備事業やまちの活性化を目指す道の駅「みさき」整備事業などの主な投資的事業を行った場合、平成28年度から財政収支は、赤字となり平成32年度には8億1千9百万円の累積赤字額が見込まれます。

【改革取組前・今後の財政収支見込 (普通会計)】

(単位:百万円)

区分	H 2 8	H 2 9	H30	H 3 1	H 3 2
歳入	7, 576	7, 348	6, 491	6, 362	6, 305
歳出	7, 698	7, 587	6, 644	6, 493	6, 479
差引	▲ 122	▲ 239	▲ 153	▲ 131	▲ 174
翌年度に繰越すべき財源	_		-	-	-
実質収支 A	▲122	▲ 239	▲ 153	A131	▲ 174
累積赤字額	▲ 122	▲ 361	▲ 514	▲ 645	▲ 819

更に、固定資産税超過税率(O. 1%)による収入を含まない場合の財政収支は、 次表のとおりで、平成29年度には、最大の3億1千2百万円の財源不足が見込ま れます。

【改革取組前・臨時的な措置を含まない場合の財政収支見込】 (単位:百万円)

区 分		H 2 8	H 2 9	H30	H31	H 3 2
実質収支	Α	▲122	▲ 239	▲ 153	▲ 131	▲ 174
固定資産税超過課税収入	В	75	73	7 1	69	67
固定資産税の超過課税を						
なかった場合の実質収支		▲197	▲312	▲ 224	A 200	▲ 241
Α-	-в					

(2) 基金残高(普通会計・投資的事業を含む)

臨時的な措置を含んだ平成28年度から見込まれる不足額は、各年度に財政調整基金を取り崩すことにより、平成32年度までは、財政運営を行うことが可能ですが、それ以降は、財政調整基金がなくなることから、相当厳しい財政運営を強いられることとなると考えられます。

【改革取組前・基金残高の推移見込】

78	¥ /.4.		-	_	m	١
(5	色位	:	=	万	н	,

区分	H 2 8	H 2 9	H30	H31	H 3 2
財政調整基金	765	526	373	242	68
公共施設整備基金	182	182	182	182	182
その他の基金	370	370	370	370	370
合 計	1, 317	1, 078	925	794	620

(3) 起債残高(普通会計・投資的事業を含む)

起債の残高については、現在実施している公営住宅の建替事業や(仮称)町道海 岸連絡線整備事業等の大規模な事業が続くことから、一旦、平成29年度に起債残 高は、79億7千3百万円となります。しかし、現在の投資的事業の見込みについ ては、総合計画における実施計画が3年間であることから、それ以後の事業が見通 せない状況であるため、今後は実施予定事業を精査し、財政状況に応じた進め方を 検討する必要があります。

【起債残高の推移見込】

(選	付	ᆶ	표	ш	١
\ 4	- 124		/)	_1	1

区分	H 2 8	H 2 9	H30	Н31	H32
年度末残高	7, 701	7, 973	7, 785	7, 582	7, 344

(4) 財政構造を示す指標(普通会計・投資的事業を含む)

町税などの一般財源の減少により、経常収支比率は、徐々に硬直化が進むことが 見込まれます。しかし、実質公債費比率については、岬中学校及び健康ふれあいセンターの整備事業に発行した町債の償還額が減少することから、平成28年度以降 は、緩やかに減少すると見込まれますが、今後の投資的事業の状況により変動する と考えられます。

【改革取組前・財政指標の推移(投資的事業を含む)】

(単位:%)

区 分	H 2 8	H 2 9	H30	H31	H 3 2
経常収支比率	101. 1	103. 9	103.0	103. 2	104.8
実質公債費比率	14. 4	13.0	12. 1	11.5	11.2

5. 新たな行財政改革計画策定の必要性

ア、本町は、平成17年度から21年度の岬町集中改革計画(第1次集中改革プラン)、 平成23年度から27年度の岬町行財政集中改革計画(第2次集中改革プラン)の 改革プランに基づき、10年間にわたる事務事業や組織体制等の改善・改革に取組 んできましたが、予想しがたい社会・経済状況や少子高齢化の影響を受け、集中・重 点的な改革への取組みにもかかわらず、本町の財政状況は依然、非常に厳しい状況に あることに変わりはありません。

第2次集中改革プランにおける行財政改革による改革効果額は、ほぼ計画どおりとなったものの、改革による財源確保以上に、歳入においては、人口減少等による税収入の減少が懸念されます。また、歳出においても高齢化に伴い医療費等に係る扶助費や繰出金が増加する傾向にあり、財政収支の改善を圧縮している状況です。

加えて、今後は交付税の算定基礎となる人口部分の減少に伴い、交付税額までも減少することが懸念されることから、引き続き改革に取り組むことにより、中期的な財政収支を確保し、住民ニーズに則した行政サービスの提供や行政の役割を十分に果たす必要があります。

- イ、平成27年度では地域の活性化に取り組む岬町総合戦略が策定されることに加え、第4次岬町総合計画(平成23年度~32年度)は平成27年度で5年を経過したことから平成28年度には、総合計画の後期基本計画及びその実施計画が策定されます。また、大阪府における地方分権・広域化が推進されることから、これらに対応するために今後の財政的裏付けによる実施事業の優先順位付けなど、町としての取組みの方向性を整理・調整する必要が生じています。
- ウ、岬町行財政改革懇談会からの第2次集中改革プランの進捗管理に係る答申において「第2次集中改革プランを着実に実施し、本プランの計画期間中に、新たな改革プランを策定する必要がないような積極的な改革を進められたい。」との意見に加え、「人口減少と土地価格の下落により収入の根幹である町税が減少している中で財政収支の均衡を保つには、新たな改革プランの策定を模索する必要もある。」とも述べられています。

こうした状況を踏まえ、第2次集中改革プランに引き続き、持続可能で安定した 財政基盤や組織体制の構築を目指す新たな「岬町行財政集中改革計画(以下「第3 次集中改革プラン」という。)」を策定することとします。

- 6. 第3次集中改革プラン策定に係る基本方針(基本的な事項)
- (1) 行財政改革に向けた基本的な考え方
 - ア、行財政改革に向けた基本的な考え方は、これまで取り組んできた第2次集中改革プランでの改革を踏襲しつつ、単年度における財政収支の黒字を目指すのではなく中期的観点から財政収支の確保を目指します。なお、第2次集中改革プランで未着手となっている項目についても、今後の改革項目として、その改革の方向性や推進内容を可能な限り第3次集中改革プランに盛り込むこととします。
 - イ、地域の活性化に取り組む岬町総合戦略や平成23年度に策定した第4次岬町総合計画に掲げる「豊かな自然、心かよう温もりのまち"みさき"」を実現するため平成28年度から総合計画の後期基本計画や実施計画に盛り込まれた事業を限りある財源の中で効果的・効率的に実施する必要があることから第3次集中改革プランとの整合性を図ります。

- ウ、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成21年4月施行)においては、 これまでの普通会計のみならず、特別会計も反映した指標で地方公共団体の財政状 況の健全度が判断されることから、町が有する特別会計についても計画に盛り込む こととします。
- 工、平成26年度に策定した「岬町公共施設適正化基本方針」に基づき、危険と判断した施設の撤去や未利用施設や余裕のある施設の廃止、統合を進めることにより施設の維持管理費等の削減に努めることとします。
- オ、平成29年度に導入が予定されている「公会計制度」については、固定資産台帳 と岬町公共施設適正化基本方針に基づく施設の見直しや事務事業評価との関連性 を見極めるものとします。

(2) 行財政改革を実現するための意識改革

- ア、行財政改革項目を具体化するには、改めて全ての事務事業について点検・評価を行い、改善・改革が必要と認められた事務事業については、今後のあり方や事業展開の方向性を示す必要があります。これを着実に進めるためには町行政の全体像を把握し、新たな施策に積極的に対応できる全職員の意識改革に努めます。
- イ、今後の行政需要や執行方法を考慮しつつ、職員一人ひとりの能力を高め、簡素 で効率的な組織体制を引き続き目指します。また、町組織の継続的な維持・士気 の高揚・均衡ある職員世代の構成などの仕組みづくりを目指します。

(3) 民間の活力を活かす行財政運営

住民ニーズに的確に対応し、民間の活力を活かすことにより効果的・効率的な事務執行ができると判断された事業については、引き続き外部への委託や指定管理者制度の導入を進め、積極的に民間ノウハウや人材を活用する取組みを進めることとします。

(4) 地方分権・広域化に対応した行財政運営

地方分権の進展、権限や事務の移譲などに的確に対応し、本町の行政運営体制の 基盤を強固にしていく必要があります。また、大阪府における地方分権・広域化の 推進へ対応するため近隣市町と共同で処理することが効果的・効率的にサービス提 供できると判断する事業については、共同事業の実施や広域連携を積極的に進めて いくこととします。

(5)協働の理念を活かした行財政運営

ア、今後の行政運営には行政のみならず、住民・コミュニティ組織・事業者・NP Oなど、岬町で暮らす、支える、働く多様な主体が連携した「新たな公共」とし て、サービス提供の担い手に参画していただくための仕組みづくりを目指します。 イ、地域の課題や特性を踏まえながら、住民の多様なニーズに迅速かつ的確に対応 するため、行政と様々な主体が協働して住民の力や知恵を活用することができる 質が確保された公共サービスの提供を目指します。

(6)透明性の高い公正な行財政運営の徹底

- ア、本町の施策や事業を円滑に推進するためには、何よりも全ての住民に信頼・安心される行財政運営を行う必要があります。そのため、直接住民や当事者等へ語りかける「住民説明会」や「懇談会」を必要に応じて開催することとします。また、町の広報紙やホームページによる情報発信・提供を充実させることとします。
- イ、各種審議会等の公開、パブリックコメントの募集、情報公開制度の更なる推進 などの取組みにより、行政の意思形成や進捗状況の過程を明らかにし、住民にと って透明で、わかりやすく、公正な行財政運営を進めていくこととします。

7. 第3次集中改革プランの計画期間及び計画目標

(1)計画期間

第4次岬町総合計画(後期基本計画・実施計画)と整合させるため、平成28年度から32年度までの5ヶ年間を見据えた計画期間とします。

以下 未定稿

- 8. 改革取組後の今後の財政状況等
- 9. 主な行財政改革項目
- 10. 行財政改革の推進体制及び進行管理
- 11. 別紙資料